

## 新潟西バイパス速度規制の見直しについて

新潟西バイパスは、平成元年3月に国土交通省が道路法上の自動車専用道路として建設し、小新IC～新潟西ICの間0.8kmを供用開始、以後、段階的に延伸し、現在、曾和交差点～黒埼ICの間7.9kmが自動車専用道路に指定されている。

国家公安委員会は、平成11年11月に小新IC～黒埼ICの間2.2kmを道路交通法上の自動車専用道路に指定、以後、段階的に延伸し、平成18年11月に曾和交差点～高山ICの間1.1kmの追加指定により、現在、曾和交差点～黒埼ICの間7.9kmを自動車専用道路に指定している。

この度、曾和交差点～小新ICの間5.7kmが完成4車線となったことで、現行の法定60キロメートル毎時の最高速度を見直すこととした。

### 1 路線名

一般国道116号(自動車専用道路)

### 2 最高速度(2可変)

- 通常時 80キロメートル毎時
- 臨時速度規制 60キロメートル毎時(事故・工事・異常気象等)

### 3 見直し区間

- 上り線(山側) 小新IC～曾和の間 約5.5km
- 下り線(海側) 曾和～小新ICの間 約5.0km

### 4 見直し理由

- 曾和交差点～高山ICの間1.1kmが完成4車線(平成18年12月22日供用開始)に整備されたこと。
- 見直し区間(高山IC～小新IC)の平成17年中の交通事故死傷率が5.8件/億台キロメートル(8件/年)と低いこと。
- 最高速度の指定に伴う路側式可変速度標識、ITV・気象情報装置による道路交通の管理、案内標識等による自動車専用道路の明確化など、交通安全施設が設置されること。

### 5 効果

- 走行便益・利便性の向上
- 道路構造と速度規制との整合性の確保
- 歩行者・自転車利用者・原付バイク等の通行禁止の明確化

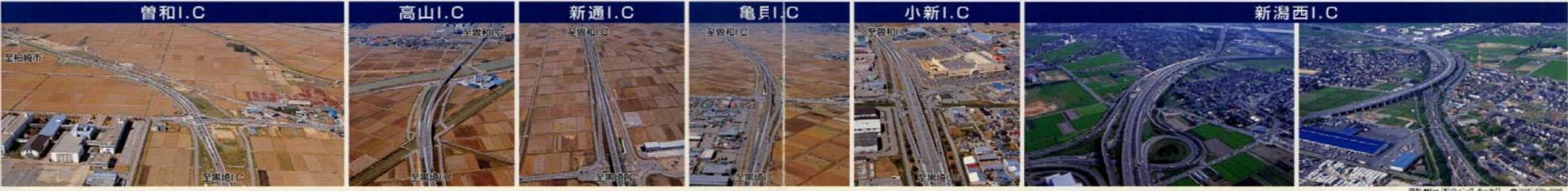
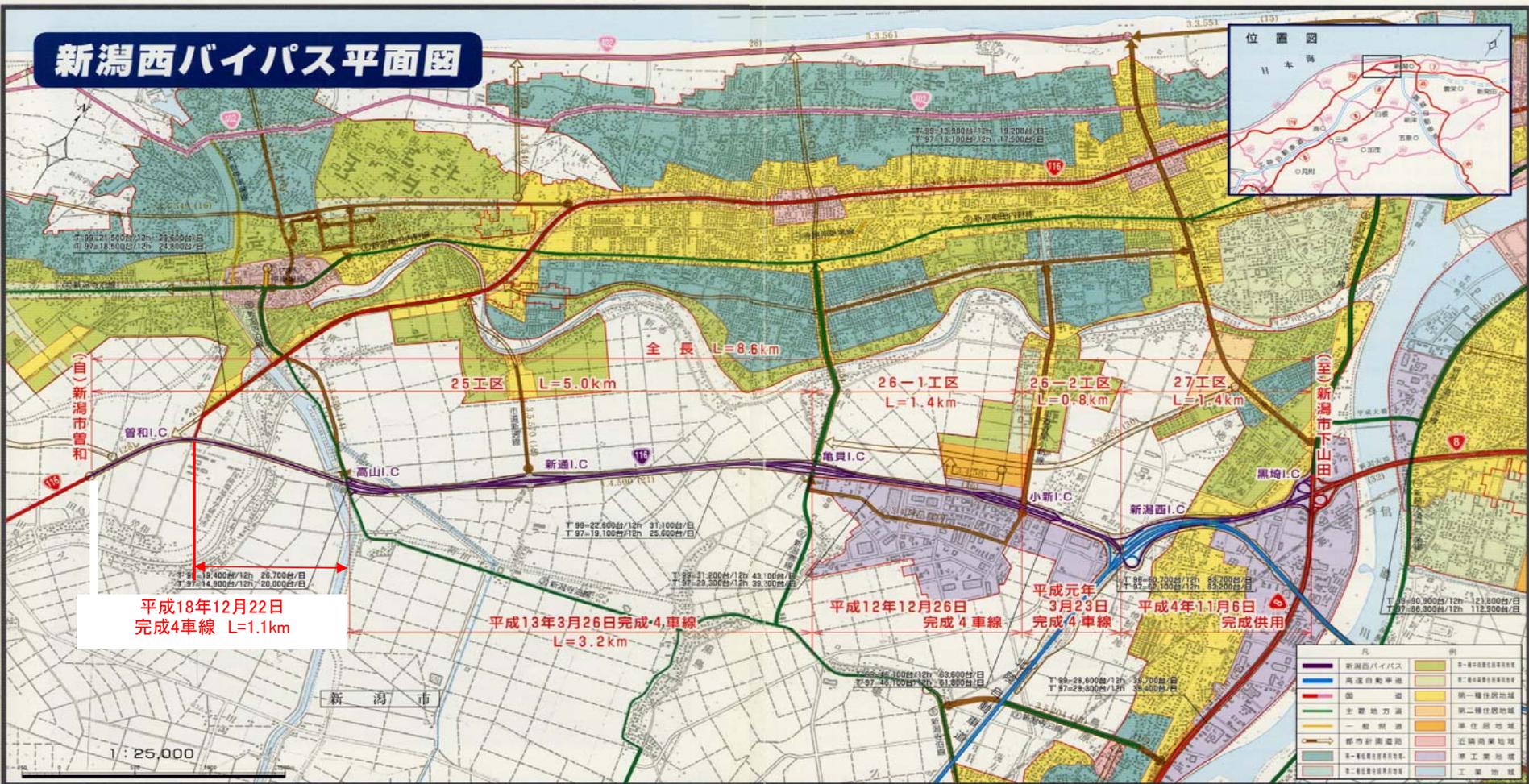
### 6 運用開始の日時

**平成19年4月2日(月) 正午**

#### ◎ 問い合わせ先

- ・ 新潟県警察本部 交通規制課 025-285-0110(内線5172)
- ・ 新潟県警察本部 高速道路交通警察隊 025-287-4433
- ・ 国土交通省 新潟国道事務所 調査課 025-244-2159(内線451)

# 新潟西バイパス平面図



# 国道116号新潟西バイパス指定速度規制図

